

令和2年度 第5回三次市学校規模適正化検討委員会 会議録

■ 日 時 令和3年2月17日(水) 15:00~17:00

■ 場 所 三次市役所本館6階603会議室

1. 開会あいさつ

**事務局** ただ今から、令和2年度 第5回「三次市学校規模適正化検討委員会」を開催させていただきます。

今回も記録のため、録音をさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、本日の出欠についてですが、●●委員よりご欠席の連絡をいただいております。

それから、議事に入らせていただく前に、本日の傍聴についてですが、9名の方から傍聴の申し出がありました。「会議傍聴の取り決め事項」に基づいて、ご入場いただくこととしてよろしいでしょうか。それとですね、傍聴を希望されている方から、写真撮影を希望されております。会議の傍聴と併せて写真撮影の方もご審議いただければと思います。

**委員長** 傍聴希望の方9名いらっしゃるということですか。

まず、傍聴は許可するということ。写真撮影は、主に報道用ということでしょうか。資料用ということでしょうか。

**事務局** 報道の方から伺っておりませんが、写真も希望されるかもわかりません。

**委員長** はい、わかりました。いかがいたしましょうか。マスクもしているということもありますけれども、公の場ですので、一応よろしいかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

はい、では許可いたします。

**事務局** 入っていただいて、すぐ写真撮影、冒頭のみということよろしいですかね。

**委員長** 冒頭のみでお願いします。

**事務局** はい。ありがとうございます。それでは入場させていただきますので、しばらくお待ちくださいませ。

《傍聴者入場》

傍聴者の方に入っていました。

先ほどの審議の中で、委員の総意で冒頭の写真撮影を構わないということで取り決めさせていただきましたので、撮影を希望される方は、今この場면을撮影していただくことは結構ですので、宜しくお願い致します。

**事務局** それでは、次第2の議事に入らせていただきたいと思います。三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱第8条第1項の規定により、進行を滝沢委員長へお渡しします。

滝沢委員長、お願いします。

## 2. 議事

**委員長** それでは、次第2の議事に入らせていただきます。

次第2議事(1)の資料説明を、事務局からお願いします。

### 2. 議事(1)資料説明

**事務局** 失礼いたします。三次市教育委員会学校教育課学校教育係 小林と申します。それでは、本日お配りした資料についてご説明いたします。ここからは、着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

「資料15-1・15-2」をご覧ください。

これは、第3回委員会でお配りしました学級編制に関わる資料となります。第3回では、資料番号を付していないものをお配りしておりましたが、本日番号を付したものを改めてお配りいたします。

資料15-1の「学級編制の仕組みと運用について」は文部科学省が示している学級編制の基準となっています。

資料15-2の「令和2年度広島県公立小・中・義務教育学校学級編制基準」は、広島県教育委員会が示している学級編制の基準となっています。

資料15-1・15-2ともに第3回でお配りしたものと内容等に変更はございません。

また、本日お配りしております「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について（答申案・抄）」の資料につきましては、未確定のものになりますので、傍聴の方はお帰りの際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

以上で資料の説明を終わります。

### 2. 議事(2)「答申案審議」について

**委員長** ありがとうございます。事務局から資料について説明がありましたが、ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第2議事(2)「答申案審議について」に入らせていただきます。お手元に、先ほどご説明がありました、「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について(答申案・抄)」ということで、一部抜粋したものを持ってまいりました。私と事務局の方で案を練ったものという形になります。ですので、これからご説明いたしますが、すべての内容が記載されているというものではございません。もう一度、3月に委員会ございますので、そこですべての内容を確認していただくということになります。今回は、1枚めくっていただきまして、目次にございますように、主に5、6、7、8、前回は議論いただきましたこの答申の中心的内容となります部分について、ご議論を踏まえまして文言を持ってまいりましたので、文章を持ってまいりましたので、それについてご審議いただくということに時間を割きたいと思っております。この目次に、下線部を引いているところがございます。これは、前回の答申から若干文言を変えた所という意味になっています。主な理由としましては、前回の答申では「学校規模等」という形で記載されていましたが、「学校規模及び配置」ということで、内容に合わせたような形で修正をしたらどうかというような提案になります。またそれにつきまして、徹底ができておりませんでした。すみませんでした。8番の「学校規模等」となっておりますが、これも「学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策」という形で答申をまとめたいと思っております。

まず、この構成については、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

簡単に内容を見ますと、はじめにということと、三次市立小・中学校の児童・生徒数の推移、三次市立小・中学校の学校規模及び配置の現状、三次市立小・中学校における取り組みの成果と課題、ということで、それらを踏まえまして学校規模及び配置の適正化の必要性、等々、本日ご審議いただくような内容が続いております。そして、資料編ということになります。実際には、これを諮問書と併せて答申をするという形になります。よろしいでしょうか。

それでは、内容に入らせていただきます。3ページになります。

## 2. 三次市立小・中学校の児童・生徒数の推移

今回は、1.はじめには省略させていただいております。現状の小学校、あるいは、1枚めくっていただきまして、中学校の児童生徒数、そして学級数の推移を述べてあります。何かお気づきの点がございましたら、よろしく願いいたします。

**副委員長** 3ページのグラフの分で平成330年になってます。

**委員長** はい、ありがとうございます。4ページの方は、中学校の生徒数、学級数の学

校の推移ということになっております。よろしいでしょうか。

### 3. 三次市立小・中学校の学校規模及び配置の現状

それでは続きまして、5ページになります。3. 三次市立小・中学校の学校規模及び配置の現状です。学校規模の現状ということで、小学校、中学校の表3、4という形になっております。表3の右から2つ目の欄に1学年複数学級校数とあります。これはどういうものかと言いますと、すべての学年でということですね。複数学級になるというところを指しております。すべての学年で複数学級になっている学校の数という形になっています。先ほど、資料にも、今日お配りした、また前回もご確認いただいた、適正規模というような文言、小規模、過小規模というような、この辺は国の標準に従ってのことです。ですので、それ以上の意味は特にないと言いますか、ご承知のとおり、この委員会は小規模という学校だけを学校規模や適正配置という問題にするのではないという方針をいただいておりますので、その承認をいただいておりますので、標準に従った分類をしているという、そういう表になります。よろしいでしょうか。

6ページには、学校配置の現状ということで文言がございます。本委員会でも度々議論になりました学校選択制について、6ページの真ん中の段落からございます。これについては、少し時間を取ってご確認いただきたいと、後の内容についても関係してまいります。表5が令和2年度通学区域自由化による学校選択状況ということで、先ほど言いました、これは標準の区分とは異なっております。ここでの小規模校、中規模校、大規模校の基準は、国等の標準に合わせますと、少し実態を反映しませんので、50名というようなところで区切りを付けて、小規模、あるいは中規模という形になっております。よろしいでしょうか。ここまでの、主に客観状況と言いますか、現状の三次市立小・中学校の規模や配置についての客観状況を述べてということになります。

### 4. 三次市立小・中学校における取り組みの成果と課題

本日、具体的な文言を入れておりませんが、7ページの4. 三次市立小・中学校における取り組みの成果と課題ということで、これもこの委員会において、度々ご説明いただき確認をしてきましたように、三次市では全中学校区において、小中一貫教育という取り組みをしてまいりました。その成果というようなものも非常に上がっているということがございます。今年度がその事業としての最終年度ということになりまして、その取りまとめを今しているということです。ですので、その取りまとめ、成果と課題というようなことを中心に記載させていただくこととなります。これは次回の委員会で文言を確認していただくというような形になろうかと思っております。

### 5. 学校規模及び配置の適正化の必要性

続きまして、5. 学校規模及び配置の適正化の必要性というところです。ここに

ついても、まだ文章化しておりませんが、これまでのご議論、あるいはさまざまな社会状況、政策状況を踏まえて、学校規模及び配置の適正化というものを考える必要性について述べたいと思います。内容を少し確認しますと、まずこの諮問理由であります、子ども一人ひとりの豊かな教育環境の保障の観点から規模、適正配置はいかにあるべきかということは不断に考えていく必要はあるんだということ。また、先ほど見ていただきまして、児童生徒数の推移、学校規模の変化に合わせて不断に、それを子ども一人ひとりに豊かな教育環境の保障という形を考えた時にどうかというようなことも不断に検討するべきであろうというようなこと。あるいはこの社会全体のことですけれども、グローバル化が進んでいるということ。あるいは今回の新型コロナ・ウイルス等の感染症の拡大、自然災害の激甚化、頻発している。一方でICT、AIなどのテクノロジーの発展をしまして大きな社会変化をもたらせつつあるという中で、学校教育の在り方、そして学校の規模適正配置というものをどう考えるべきかということの必要性が今あるだろうという、そういう内容になろうかと思えます。直接その学校規模や配置、あるいは教育の在り方ということで言いますと、国の少人数学級の推進ということで進めるということが決定をしております。あるいはGIGAスクール構想ということで、一人1台ICTのデバイス等を子どもたちに渡して、それを前提とした学習活動、教育活動を行っていかうというようなこと、新たな学習スタイルもそれに含まれるかと思えます。そして、このコロナ禍の中でということですけれども、特にオンライン教育・学習の普及・発展してきているというようなこと。この中で、学校規模とか適正化ということを考えるという必要性も出てきているだろうと。そしていわゆる「主体的、対話的で深い学び」ということで、教育の在り方、これが非常に今こういう方向性で推進されているという中で、学校の規模、あるいは適正配置というものを考える必要があるだろう。こういう説明になろうかと思えます。これにつきましても、文言については、次回ご確認をいただくという形にしたいと思えます。何かこの必要性の中でもっと加味すべきことがあるということも含めて、ご意見あればと思えますが、いかがでしょうか。

## 6.学校規模及び配置の適正化に対する考え方（委員長案）

委員長

それでは、ここからが本日の中心的なご議論の内容になると思えます。6.学校規模及び配置の適正化に対する考え方ということで、この基本的な考え方については、前回ご承認いただきまして、それを改めて文言にいたしました。答申ですので、文言が1つ1つ重要な意味を持ってまいりますので、皆さんにご審議いただき、ご議論、ご承認をいただきたいというところです。ですので、当然ですが修正ということを含んでこの場でご議論いただきたいと思えます。どうしまし

ようか。読んでいきましょうかね。

(1) 適正化に対する方針ということで、三次市においては、概ねコミュニティ形成の場として中学校区が存立しており、これを踏まえた学校規模及び配置の適正化を図る必要があると考えます。また、学校はその規模に関わらず課題を有していることから、小規模校のみを対象とした学校規模の適正化を図るのではなく、三次市全中学校区で取り組まれてきた小中一貫教育の実績・成果やICTの活用を積極的に活かすことを通じて学校規模及び配置の適正化を図るべきであると考えます。ここ修正が必要ですね。図るべきであると考えます、ですね。失礼しました。これらを踏まえ、適正化に対する方針は次のようにしました。  
<適正化に対する方針>これはもうすでにこの文言そのものをご承認いただいています。子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小に関わらず、これまでの小中一貫教育の実績・成果を踏まえつつ、各学校がその良さを活かし、ICTを積極的に活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現する。ですので、このような方針を設定した理由ですね。理由について書き足したという形になります。ここまでいかがでしょうか。

ここまではよろしいでしょうか。はい。

それでは、(2)です。

(2) 適正な学校規模の標準ということで、これも前回この文言の基になった考え方については、ご説明をしてご審議いただいたというところですね。改めて文言にいたしました。読ませていただきます。上記のような「適正化に対する方針」を踏まえれば、三次市立小中学校に一律に適用する適正な学校規模の「基準」を設けることはできないと考えます。しかしながら、法令上及び教育活動の実際からその「標準」について確認しておく必要があると考えます。まず、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」において、原則として同学年の児童生徒で学級が編制されること(第3条第1項)及び、学級編制の標準(学級の人数)が定められています(第3条第2項)。そして、学級は、設置者によって編制され(第4条)、その学級数(学校規模)に応じて教職員が算定されることとなっています(第6条、7条など)。学級の設置者ですので、三次市立小中学校は三次市の教育委員会が中心となって編制されるということになります。さらに、実際の教育活動の多くの場面で、同学年による学級を単位として行われています。これらを踏まえれば、学校規模を考える基本は、学級数であると言えます。次に、小中学校における学級数については、「学校教育法施行規則」において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」(第

41 条) とされています。この下線部を引いたところが、設置者、教育委員会での判断、地域住民の議論を踏まえつつこういう学級編制ができるということになっている、但し書きですね。また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、統合を前提とした適正規模（同法第 3 条第 1 項第 4 号）について「学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね 12 学級から 18 学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね 18 学級から 27 学級までであること」（第 4 条第 1 項）、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4 キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね 6 キロメートル以内であること」（第 4 条第 2 項）とされています。これは下線部を引きましたように、統合をする場合には、一応こういうものだというふうにかかれてますけど、結局のところこの学校教育法施行規則にありますような、12、18 というような数字が一応の標準と国が考えて示されているということです。ただしということで、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りでないということで、現在そのことについて特に本委員会では検討をしているということになります。以上のような、法令上及び教育活動の実際から、1 学級における児童生徒数と学級数の合算としての学校規模に関して、三次市の小中学校のうち、法令上、標準とされる学校規模を有するのは、現在、小学校 3 校（三次 12、十日市 21、八次 20）のみとなっています。また、上記（1）の「適正化に対する方針」に関する現状認識、そしてその理念からすれば、法令上の標準（適正）を一律に当てはめることにはならないと考えます。そこで、国の小学校の 35 人学級を実現する方針や、これまでの本委員会における意見を集約すれば、一般的に望ましいと考えられる 1 学級の児童生徒数は、20 人から 25 人であると言えます。これはいろいろな学校現場、あるいは有識者の議論なんかも踏まえて、こういうものを一般的に望ましいだろうというようなご議論をいただきました。次ですね。ただし、この望ましいと考えられる学級の規模は、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、従来の固定的な学習グループとしてではなく、学習の目的や効果に応じた ICT の積極的な利活用や異学年交流、保護者・地域住民等との相互学習などによる、学級や学年、学校の枠組みを超えた柔軟な学習グループの編制を通じて実現されるべきものと考えます。この辺が、本答申の 1 つの大きな主張と言いますか、ご議論いただいて、こういう考え方を一応合意できたのではないかなというふうに思っているところです。一律な基準を当てはめて適正であるというような考え方をするのではなくて、あくまでも子どもたち一人ひとりにとって豊かな教育環境とは何かということを考えれば、その学習の目的や効果に応じて、特にこの現在の ICT の条件整備、あるいは GIGA スクール構想等ですよ、また三次市でも予算をつけていただいて、子ども達の学習環境というのが大きく変わっていくということから考えれば、

固定的な学級というもの前提にした学習っていう考え方じゃなく、それを柔軟に組み合わせると。それは学級、あるいは学年、場合によっては学校の枠を超えて、日常的に交流を図るということで、子どもたち一人ひとりの豊かな教育環境を保障するという、いろいろな学習グループを柔軟に作っていくということを目指していくべきではないかと、そういう意味を込めております。いかがでしょうか。今の（２）について、ご意見はございますでしょうか。ご質問もよろしくお願いいたします。

**副委員長** 基本的に（２）の適正な学校規模の標準というのは、委員長案に賛成なんですけれども、文章のカテゴリーと言いますか、その文の中で最初の文章の上記のような「適正化に対する方針」を踏まえれば、三次市立小中学校に一律に適用する適正な学校規模の「基準」を設けることはできないと考えると、これがいわゆる結論な訳で、これと次の「しかしながら」という部分っていうのは、やっぱりちょっと区切って示した方がこの本検討委員会の部分の方がもっと明確になるんじゃないかなと思うんです。だから、できないと考えると切って、しかしながらは改行して、そのあとの法令のことも含めてはそこの中身になると思うので。それから、そういう分でいった時に、さっき委員長も言われましたように、今度は下から４行ぐらいの「ただし」というところから、ここの部分もこの委員会の方針の柱でもあると思うので、そこもやっぱり明確にすべきであれば改行が必要なのかなという感じがいたしました。

**委員長** ありがとうございます。今のようなご意見大事かなというふうに思います。答申ですので、広く市民の方へというのは現実にはなかなか難しいかもしれませんが、この答申の趣旨がどのようなものであるかということを知りやすくするという視点で非常に大事なことかなとお伺いしました。いかがでしょうか。

一応文言を考えた者として、どのような思いや考え方を込めているかということも一つ、これは全体に通してそうなんです、いわゆる国の標準を当てはめたような学校を適正だと考えない、そういう単純な考え方をしないんだと。子どもたち、教職員、保護者、地域住民、そしてさまざまなテクノロジー、そういうものを活用しながら新しい学校の在り方を作っていくんだっていう、結構チャレンジをしようっていうそういう内容だと思うんですね。ですので、それはそれで教育長を通じ、そしてまた市議会等でもご説明があると思うんですが、そういう形でメッセージを発していくということについて、今回各分野の代表の方が委員としてお集まりいただいておりますので、教育委員会にお任せするような話じゃないということですね。ですので、そういうことも含めてこう

いう文言でいいのかという、ちょっとその辺はお考えいただきたいと。こういうことで行きましょうということで、私文言にはしたつもりなんです。ですので、こういう新しい学校の在り方といいますか、固定的な学級、あるいは学校ということで教育を完結する、学習活動を完結するのではなくて、いろいろな柔軟な組み合わせの中でよりよい学びの機会を保障していったらどうかと。そういうことであれば、単純な標準を一律に適用するということではない可能性が開かれてくるのではないかと、そういうことが表現されているかどうかと言いますか、またそういう表現でいいかということですね。そこは書き過ぎだと、そこまでなかなかできないんじゃないかということもあるかもしれません。はい。いかがでしょうか。

**委員** すいません。失礼します。20人～25人が理想であるっていうところで、この後ですよ。もっと10人くらいのところでもこのICTを利活用したらいいんじゃないかっていう感じでいいと思うんですけど、今現在40人ぐらいのクラスをどうするかについてが、書かれてないような気がするんですけど。少ないところはこうやって補ってやっていきますよっていうところがあると思うんですけど、今現在40人ぐらいのクラスをできれば30人とか35人とかにしていくように努力していくとかいうところについて明言した方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

**委員長** そうですね。一般的な望ましいと考えられる1学級の児童生徒数を20人～25人とした場合に、それを上回っているような学級が現状にあるわけで、たくさんあるということではございませんけれども、そういうところをより充実した望ましいとされる規模にしていくということについてもある程度書き込む必要があるんじゃないかと、なるほど、大事なところだと思います。いかがでしょうか。

**副委員長** 私ばかり発言してしまって申し訳ないんですが、先ほど委員さんが言われた案は大賛成です。三次市では、ちょっと間違えるかもしれませんが、平成15年、16年かな、平成15年から教育特区ですかね、その指定を当時の総務省から受ける中で、特別だからこそというので予算をかけていただいていたいわゆる40人学級というところは市費の教員を配置していただいて、30人とか25人とかそれぐらいの規模のクラス編制にさせていただく中で、きめ細かい教育をしていくと。こういうのは全国にも先駆けた教育をしてきたという、こういうのは誇れることだと思うんですけども、我々も恩恵を受けながら学校現場でも40人学級のそういうクラスになっていく中で落ち着いた環境になってきたというところはあると思うんです。ただ、それは予算が伴うことであって、だんだんと国から三次市に

入ってくる予算も少なくなってくる中で、そういうような特別な教員を配置しての事業は終了ということで、もう市費での教員というのはもうないという方向を聞かせてもらっております。大変な残念な中ですが、現実的にうちの学校でも1番多いのは37人のクラスでやってるわけですが、以前のような20人とか25人の分であれば、もっともときめ細かいことができますと思いますけれども、ただそういうのも方針を今後入れていただければ、それをまた実現していただきたいという願いについては大賛成というか、そう思います。

**委員長** ありがとうございます。これにつきましては、いかがでしょうか。●●委員、小学校のお立場ではどうでしょうか。

**委員** そうですね。今言われていることはよくわかります。ただこれは、学校規模の適正化で学級編制の人数まで踏み込む必要があるかどうかってところですよ。そこはちょっと思いました。この文章を読まさせていただいて、今まで何回も協議してきたことを委員長さんの方が明確に打ち出させていただいているということによって本当に感謝したいと思います。今回の三次市の適正化の委員会に参加させていただいて、今までとは違う協議がかなりできたと思います。これをですね、今日またお話を聞かせていただいて、またちょっと職場に帰って頭の中で整理して、また次回よりよいものに意見をまとめていきたいと思います。すみません。答えになってませんが、そう思っています。

**委員長** ありがとうございます。答申ですので、書き方といいますか、文言ということも大事になっていますので、学級編制のある種の基準といいますか、そういうような形まで含んだ書き方までいくのか、それとも現状望ましいと考えられる1学級の児童生徒数を超えるような学級の在り方について、どのような書き方をするのかということになるんですが、それをもっと積極的に、むしろそういう標準とされるようなところの学級をいろいろな形で少人数の学習の機会を保障するような工夫をすべきであるというような書き方もあるかもしれません。何かご意見あればと思いますけれども。

**委員** ここに書かれている一般的に望ましいと考えられる児童生徒数20人～25人って話には出てきましたね。先ほど委員長さんの方が言われたように、しかしこの規模に合致している学校数って特に小学校は少ないですよ。その場合、さっきちょっと言葉には出させていただいて、少人数でもってというそういう文言が一言はいるとより明確になるかなと、目指しているものはというのは思います。また逆にさっき副委員長さんが言われたように、それを出すことによって40人

学級より少人数の方が細やかな教育がいきわたるっていうのが、明確になるんかなっていうのはちょっと感じました。

**委員長** 今のお話は学級としては仮に40人程度の学級があったとしても、少人数での学習機会といいますかね、グループ学習等々積極的に活用して、あるいはその個別の指導といいますかね、個別の学習というものもICTのさまざまな新たな学びのスタイルというものを探求しながら保障していくという、そういう側面も書き込むということかなと思いますけれども。  
他にご意見ございますでしょうか。

そうしましたら、本委員会では小規模校のみを対象にした学校規模の適正化とか配置とかっていうことは考えておりませんが、そういう小規模校といいますかね、1クラスの人数が少ない学級で学ぶ子どもたちにとって、多様な大人数での学習の機会も保障していこうということに関心が偏っていたところがありますけれども、逆に考えるとやはり40人程度の学級の子どもたちにとって、逆に言えば少人数で丁寧に、あるいは一人ひとりの子どもが意見を言いやすいような形で学習の機会を保障されるというような形も、当然私たちが目指すところだと思いますので、この市負担教職員も、予算の関係がございましたけれども、そういうことも含めつつ、あるいは学習グループのさまざまな組み合わせ、少人数での学習、こういうものを積極的に取り入れてより豊かな教育機会をそういう学校でも保障していくってことを目指すべきであるという、こういうものが主旨でまとめさせていただくということによろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。大事な視点だったと思います。

そうしましたら、一応(2)のところは今の論点を付け加えた形で次回みなさんにもう一度お話ししたいと思います。

## 7. 学校規模及び配置の適正化に向けた基本的な方策（委員長案）

それでは、9ページの7です。7. 学校規模及び配置の適正化に向けた基本的な方策ということになります。

(1) 学校規模の適正化に向けた基本的な方策 前述の「6. (2) 適正な学校規模の標準」において述べたように、望ましいと考えられる学級規模は、学級や学年、学校の枠組みを超えた柔軟な学習グループの編制を通じて実現されるべきものと考えます。こうした考え方を踏まえつつ、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、学校規模の適正化の検討をスタートしていく時期の目安としては、次のような基本的な方策を採るべきと考えます。ここ下線を引いておりますのが、検討をスタートしていく時期の目安ということですよ。

から、適正化ということをするってということではなく、検討する時期の日安としてはということです。これは前回の答申でもこのような基本的な考え方を示されておりますので、これを踏襲しているというところもございまして、後で出てきますように、やはり広く意見を募って合意をして適正化の在り方を決めていくと、そういう意味もございまして。まず、小学校においては、「全学年が複式学級である、いわゆる完全複式」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点のいずれかとします。次に、中学校においては、「複式学級」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「1つの学年で生徒数がゼロ」となった時点のいずれかとします。前回の答申では、中学校についてのいわゆる規模適正化というのは考えないということでした。今回は中学校のかけ付けの適正化ということも視野に入れた答申にすべきだろうということでしたので、こういう形にしております。これも基本的には前回の委員会でご承認いただいたものです。これは付け加えた部分です。ただし、学校規模の適正化の検討の際には、児童生徒、保護者、地域住民及び教職員の意見を十分に踏まえることが必要です。また、上記のような事態が予測される場合は、児童生徒、保護者、地域住民と教職員、教育委員会が連携協力しながら、「8.学校規模等の適正化に向けた具体的な方策」に積極的に取り組むことが望まれます。前後しますけれども、9ページの下からございまして、10ページにかけて(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)という形で、適正な学校規模、あるいは配置というようなことを考える上で、いろいろな取り組みができるだろうということをいくつかこれまでのご議論を踏まえまして、順番を調整をいたしまして次のようなことを書かしていただいております。それと関連づけていったほうがいいかなと思いますので、ではまずただしというところもございまして。学校規模の適正化の検討の際には、これは私児童生徒を入れております。この児童生徒の意見をどういふふうに組み込むのかというようなことの、発達段階等もありますので、この辺の検討の余地はあるかもしれませんけれども、やはりまさに単純なこれまで通りの学校の在り方というものではない、学校、学習機会を保障していこうってことを考えた時に、まさに未来のこの地域を支えていく子どもたちが自分たちの学ぶ場がどうあるべきかというようなことにやっぱり意見を言える、そういうことは大事じゃないかという考え方であえて入れております。また、上記のような事態が予測される場合は、ですの上の2つにあるようなそういう目安が予想される、あるいはそういう状況になった時に、ここでも児童生徒ということで私の方で入れさせていただいております。ここにはさまざまご議論があるのではないかなと思いますので、ここも含んで(1)のところご意見いただければと思います。8の内容についてまた後でしっかりお時間取りたいと思います。特に保護者、あるいは地域住民代表の委員のみなさん、現実

にはこういう適正化の検討をスタートしていく時期の目安というようなもの、そこに学校があるということを重視した目安になっておりますけれども、現実にはこの10年ということで考えますと、先ほど見ていただいたようにかなり小規模化が進んでいく学校も出てきます。そうなりますと、まさに皆さん一緒に考えていただくという形になりますので、その辺も含めてご意見、感想と言いますか、感じたことを含めていただければと思いますけれども。

**委員** 今児童生徒の人数が何人がベースだとか、それからそれに伴って先生の人数の確保がどうだとかということが主な論議の対象になってるかと思うんです。これを考える時にそれが入るいわゆる教室、教室はこの論議とは全然別なところにあるわけですね。だから人数が、例えば40人、35人だったものが、20人、25人ということであれば教室が倍近くいる。そういったものは必然的に解決されるということが前提での話なのかというところが、今までの論議の中であまり出てこなかったような気がするので、ちょっとその辺が気がかりなんです。

**委員長** ありがとうございます。そうですね。現実学習環境を充実させるといっても、そういう場所がちゃんと確保されるのかということですが、事務局の方でいかがでしょう。その余裕教室といいますか、現状標準からいっても適正規模という学校はあまりないわけですが、柔軟な学びの機会といいますか、空間を保障するというようなところ、余裕教室等々含めてどのような現状というふうに考えればよろしいでしょうか。

**事務局** はい。学校の余裕教室についてということで、国の方針として35人学級を進めていくというようなところで、余裕教室が市内の学校にあるかどうかというところを調べております。実際にどのような学級編制になるかは別としてある程度の余裕教室なりはありますので、今の時点では対応できるのではないかなと考えております。

**委員長** はい。ありがとうございます。一般的には少子化の進む中で、余裕教室っていうのが各学校単位でも生まれていると、それをいかにこう活用するっていう議論はありますけれども、やはりいざやろうとなった時にないっていうことはいけませんので、そういう点では三次市の場合にはかなり柔軟に対応できるような今施設が確保されているというご回答だったと思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

そうしましたら、私が皆さんに問いかけさせていただいた、その児童生徒を含めて、やっぱりこう意見をしっかり耳を傾けていこうという考え方を含めて、この

文言でもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

では(2)にいかせていただきます。(2) 学校配置の適正化に向けた基本的な方策 前述のように、三次市においては、概ね中学校区がコミュニティ形成の場として存立していること、そしてこれまでの小中一貫教育の実績・成果を踏まえ、原則として現在の各中学校区をベースとした学校の適正配置を検討すべきであると考えます。したがって、とりわけ中学校の適正配置については、上記「(1) 学校規模の適正化に向けた基本的な方策」を採るべき事態が予測される場合には、その検討をスタートする時期というようなことがせまっているというようなことが予測される場合には、学校、家庭、地域の連携協力のもと、後述の「8. 学校規模等の適正化に向けた具体的な方策」この学校規模等っていうのは、学校規模及び配置の適正化のっていう形で修正させていただきたいと思いたすけれども、積極的に取り組みながら、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点からそうした方策(取り組み)を不断に評価・改善しつつ、学校規模の適正化のための適正配置、1つの究極的な形というようなことになるかと思いたしますが、適正配置(学校統合等)のあり方について検討を行っていく必要があると考えます。ですので、いくつかの取り組みについて8の方に示しておりますけれども、それが子どもたち一人ひとりにとって豊かな教育環境になっているのかどうか、あるいはもうちょっと違う工夫ができるのではないかということ、地域住民、保護者が一緒になって検討して、教育委員会が一緒になって検討していくというプロセスを取るべきであろうという意味です。また、小中学校の入学者を対象として実施されている学校選択制(自由選択制)については、上記「適正化の方針」の趣旨を踏まえ、小中一貫教育を充実、発展させる観点から、その適切なあり方が再検討されるべきだと考えます。また、中学校の選択の際に重視されている部活動については、教職員の働き方改革や部活動の機会保障からスポーツ・文化活動の機会保障への転換を視野に、三次市全体で様々なスポーツ、文化活動の機会(地域スポーツ・文化クラブ等)を保障する仕組みづくりを推進する中で、そのあり方を再検討していく必要があると考えます。部活動のあり方について、方向性が出る時点で、学校選択制(自由選択制)についても再検討していく必要があると考えます。というふうに書かせていただきました。(2)についてご意見、ご質問ございますでしょうか。特にこの後半の学校選択制については、この委員会でも大きな論点になっておりました。それを踏まえて私の方で、あるいは事務局の方とも相談させていただきまして、こういう形にさせていただきました。ご意見、ご質問等よろしくお願いたします。

**副委員長** 学校の選択制に関わっての分で、部活動についてのことなんです、冒頭で意見

はそこでは言わなかったんですが、もういっぺんちょっと申し訳ないんですが6ページと7ページに戻っていただきたいんですが、学区選択理由のアンケート集約というこの辺が根拠となって結果的には学校選択をどういうふうにしていくかという方向性が出てこんど、何をもって根拠なのかということになると思うんです。もともとの学校選択理由のアンケート集約では、小学生は兄・姉が学校選択で希望して行っているとか交友関係がとかそういうのが最も多いという部分なんですけれども、やっぱりお兄さんお姉さんが行っていれば、当然ながら同じ家庭ですから行くということもあれですが、小学校で他学区に行っていれば、その生徒は新たに中学校に入る時に学校選択という部分をして、この表でいったら41人の中に入っているのか入っていないのか、明確にその部分の分析の状況をされないで、例えばですよ、布野から小学校の段階で三次小学校へ行っていて6年間過ごして、そこで友達ができたとしいうことで、当然中学校は三次中学校へ行くというのは、学校選択をしていく数字の中に入っているのか入っていないのかということなので、もし入っていなかったとしたら、この41人という数は小学校の6年生の段階から学校選択をして部活動とかそういうことがあるから、なんていうのですかね、布野小学校の6年生から三次中学校の1年生に進学するということになるし、ちょっとその集約の仕方によって、本来はもっと、もしですよ、学校選択制がなかったとしたらずっと小中一貫で義務教育が終わるまで自分が育った地域で中学校まで卒業していくということになってるんじゃないかなというところがあるので、その辺のところもちょっともう一度整理する中で誰もが読んでもわかるような状況にした上で、じゃあ9ページに戻ってこの学校の自由選択制については小中一貫教育の観点からどうなのかとか、部活動の観点からどうなのかとかいうようなところに明確に論議が飛ぶというような方向になるべきじゃないかというふうに、戻ってしまって申し訳ないんですがそう思いました。それから(2)の一番最後の部活動のあり方について、方向性が出る時点で、学校選択制(自由選択制)についても再検討していく必要があるということであったんですが、ということはこの文章の読み方で部活動をどうするのかということ、中学校長会でもいろいろ意見が出てまとめた案なんです、小規模校ではなかなか希望する部活動ができないから、三次市内を北部とか中部とか南部みたいなスポーツクラブとか地域スポーツクラブにして、そこへ行ってから自分がどこの中学校でも好きな部活動ができるというようなシステムが三次市内にできれば、今の部活動に関する問題は解決ができるし、もちろん働き方改革の部分についても中学校の方ではかなり解消されるという意見を出させてもらったと思うんです。これの方向性が出ていうのはどういうことかといったら、もうそういうような地域スポーツクラブとかね、そういうものが予算をかけて三次の方ができるといってそのものができてから、じゃあ学校選択のことを再度検討

してみましようということであるならば、早い段階でもう少し上のスポーツクラブのものが動かなかつたら学校選択はずっと続いていくというようなことになって、この学校規模適正化の改善方針、改善というか、そのものになかなか進んでいけないんじゃないかと。だからもう私としてはスピード感的にはこの規模適正化から案として検討されて動き出したとしたら、両輪のようなね、車の両輪のような感じで進んでいかないと、また十年経っても結局は同じだったみたいなふうになったんでは、このせっかく検討した案が紙になってしまうというか、実現して子どもたちにできるだけ早くかえって、どの学校についても規模とか配置も適正になっていくという三次市のものが進んでいくことにはちょっとならないかなと思います。僕の読み方が誤解なんかかもしれませんが、ちょっともうちょっとその辺をはっきりさせとった方がいいんじゃないかと思いました。

**委員長**      ありがとうございます。非常に重要な視点だったかと思います。まず、それではこの表の5ですね、これの中にいわゆる小学校時点で学校選択をしている、いわゆる通学区域を越えて小学校を別の小学校に選択している中で、中学校に進むということになれば、事実上小学校と中学校を選択されたということになるので、この辺の状況というのは事務局の方で何か具体的に把握されているところがありますか。

**事務局**      通学区域の自由化について、若干説明をさせていただきたいと思います。資料としては紙ファイルで配っております資料10番の三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領のもの、それから資料10-1としてお配りしております三次市立小中学校通学区域に関する規則というのも一緒に付けております。それから資料13で通学区域自由化制度についてのアンケートというものを配っておりますけれども、そういった資料の説明になります。通学区域、学校区というものはですね、基本的には住所地で決まっています。住所地の小学校へ行って住所地の中学校へ行くということが基本になります。三次市では、通学区域自由化ということで平成17年度に中学校の自由化を始めております。それから2年遅れて平成19年度に小学校の通学区域自由化をしております。以前の制度ですと、自由化をしたい前の年の秋といいますか、冬といいますか、11月に申請手続きをして年度が替わった4月から希望する学校への学年からでも行けるというような制度でした。それから10年ほど経ちまして、平成26年度に賛否両論ある中で見直しをすべきじゃないかということで見直しをしております。見直しの際にはここに付けております保護者アンケートを行ったり、あとは校長会で意見を聞いたり、それから自治組織に意見を伺ったりして修正を検討しました。修正を検討した結果が今の結果になっています。変わったところといいますと、どの

小学年からでも次の年には自由化で希望する学校へ行けていたんですけれども、小学校の入学する時に選択できますよ、それから中学校に入学する時にこれも選択ができますよ、それから市外から転入された時、この3つの場合には選択をできますという制度にしております。それで古い制度の時は小学校を住所地以外の小学校を選んで次に中学校に上がる時には、また住所地の中学校に行くようになっていたんですけれども、この平成26年度の見直しで小学校を選択すれば、その選択した小学校が通うべき中学校が指定校になるということで、小学校中学校とも一貫して行くことができるということで、そこで小中一貫との整合性を多少図るというような制度に見直しをしております。原則は選択をした小学校とその小学校に通う子が通うべき中学校に行っていただくということになりますけれども、部活動とかでどうしても中学校に上がる時に子どもの選択肢をある程度確保したいということで、中学校に上がる時も選択できるという制度にしております。原則は小学校中学校とも自由化で選択した小学校、それから中学校に通うということでこの制度を見直しをしている状況です。以上です。

**委員長** その小学校時点で居住地以外の通学区域、居住地のある通学区域以外の小学校を選択し、そのまま中学校へ上がったというようなことか、そのデータといたしますか、そこまでは把握されていないということですか。

**事務局** そうですね。個別には追跡したものはありませんけれども、制度的には原則はその中学校に行っていただくというのが原則になっています。

**委員長** また、中学校に入学時点でももう一度選択することが可能にはなっている。その場合の理由ってというのは問われないということですか。

**事務局** 小学校から中学校に上がる時には、その時の選択の理由を書いていただくということにしております。

**委員長** その小学校を選択して小学校に通っている場合には、その小学校に通ってればその中学校へ通うということが原則になっている。他の中学校を選ぶということが可能になっている場合に、手続きというのはどういう形になっていますか。理由を付せば、理由を述べればできるということですかね。それとも制約があるのかというのは、ちょっと私運用についてしっかり理解できていないんですが。

**事務局** 特に制約はなく理由を書いていただいて申請をしていただくというような流れになっています。

**副委員長** その中で私が確認をしたかったのは、ここに出ている7ページの表の中学校の合計、令和2年度の学校選択状況でいったら41名となっているわけですが、この41名というのは小学校の6年生の段階で、すでに小学校1年生の時から学校自由選択をしていた児童が、そのままさっき三次小学校と言ったんですが、例に出しますが、布野に住んでいる児童が小学校1年生の時に自由選択で三次小学校へ入学した。そういう児童の場合、小学校の分でカウントされてそこへ数が上がるじゃないですか、希望しとるわけですから。それが6年後に小学校6年生になって、三次中学校にさっきの説明では原則は進学するんだと。その進学した生徒というのは、この41人の中に入っているのか入っていないのかということをはっきりさせておかないと、もし41人というのは純然たる小学校までは布野小学校におったけど、中学校の入学にあたっての学校選択によって三次中学校に異動したというような生徒の合計が41人であるというのならば、実際は学校選択制によって、どう言えばいいのかな、もう6年前から中学校の方に入っていると、わかりますかね。だから実際の数字とは実態が違うというようなことになるんじゃないかなと思ったんで、そうじゃなくて、あくまでもまた再度とった分の純然たる数字ですよというのであればあれですけども。だから原因ということではないんですけども、理由の中に兄弟が行くからっていうんだったら、小学校の1年生の入学の段階からやっぱり今の自由選択制のことについて、それは今の学校規模適正化の分で考えた上で、やっぱり自由選択制っていうのはどうも三次市には馴染まんのではないかと、今からの三次市には。その部分をやっぱりきちっと根拠として、対策の方にも書いていかないといけないんじゃないかということで、その確認をさせていただきたかったということです。

**事務局** ここに上がっている数字というのは、含まれていないという、新たに上がってきた申請の数字ということになります。

**副委員長** ということは、かっこ付けでも実際の6年前を遡らんといけんわけですけども、令和2年度ということだけを出すのであれば、小1のところからさっきの原則によって9年間その三次中学校のところで卒業するんだというような、そういうような児童ですよ、そういうのがやっぱりなんぼ令和2年度におったんかというようなことも踏まえた数字として出していかないと、特に中学校の規模適正化の部分についていったら、もっと深刻なかっていったらあれなんです、状況というのは出てきてるんじゃないかなというふうに思ったんで、そういう意見を言わせてもらいました。以上です。

**委員長** ありがとうございます。なかなか行政事務上大変なところもあるかなと思いますけれども、今副委員長がおっしゃったような部分、現実的な選択が小学校時点で行われているので、それが小中一貫教育に関わっては整合性が取れている、またそういう改革をしたということなんですが、特に小規模校、小規模、小人数の子ども達の少ない地域、通学区域から小学校時点で選択が行われる場合には、小中一貫教育ということでその中学校、連続する一貫教育が行われている中学校での教育という点では一貫をしておりますけれども、子どもの数の少ない通学区域からすると大きな影響を受けている。そういう可能性もあるんじゃないかという、そういうお話だったかなと思います。

いかがでしょうか。もう少しご意見聞いて、これ大事なところかなと思いますので、保護者への方たち何か、そういう親が小学校時点で子供が選択するっていうことの実際といいますか、あるいはそういうことを考えた時にどのような思いをされているのかということもお聞きできればと思いますけど、いかがですか。またはこう身近でそういうことがあったというようなこともあればと思いますけど。いかがでしょうか。●●委員いかがですか、何か。

**委員** 今まで何回ももうこの話で、ここにも大分書かれてる形になってるんですけども、原則小学校から中学校はもうそのまま上がるんだよっていう、もう形だけですよね、要は。私らの身近で言っても、もう兄弟がずっと中学校違うところに行ってるから、保護者で話するじゃないですか。そうした時にはもう選択はあっちなんですよ、もうあっちに行きますと。ただ小中一貫っていう流れの中で、我々も保護者もPTAも小中一貫という形で進もうっていう流れでいったんですが、そういう中でありながらも、やっぱり今中高一貫っていうのもありますし、どうなかなってというのは、やっぱりあると思います。問題は結局、そうやって安易に出されてる方からすれば、そんなのは自由じゃないかと言われれば、もうそれまでなんですけども、それを三次市さんがどこまで、こういう理由ではちょっと安易ですから、ちょっとご遠慮くださいとかっていうのが言えるのかどうかですよ。先生からしたら、もうずっとそういう小中一貫という形で、今まで話している中でも、もうそういう形で学校の勉強も全部同じレベルになるようにというふうに進められている中で、そういうのをやっていく。クラブも言われてたように、やっぱり人数がいないとできないものもあるんで、副委員長さんが言われてた、どっかその地域でできるようなものを作ると、そういったところから改善していかないと、もう今の状況っていうのはなかなか変わらないんじゃないかなって、自分たちが思う中でですよ。そうやっていけば、必然的に人数が少なくなると、学校自体が廃校になってしまうという、今までの流れの感じになっていくのかなってというのは、自分たちの中ではちょっと、保護者もあれ見てたら思うんで

すけど、書かれてるのは今まで話をずっとさせていただいてるのが、もう綺麗に書かれてるんで、細かいこと言ったらもうきりが無いんで、そこをいろいろまた難しいと思うんですけども。はい。そこのそういった部を作るとか、そういったところの議論が先に出てこないと、なかなかやっぱりこういうクラブがしたいとかっていうのもなくなるんじゃないかなっていうのは感じております。

**委員長** はい、ありがとうございます。●●委員、以前クラブ、中学校で部活動っていうものを非常に大事で、ご自身も非常にやっぱり重要な経験だったということ、そしてまた保護者になられても、そのお子さんのバレーボールでしたかね、部活動というものを大事にしてやりたいということでおっしゃってましたけど、やっぱり中学校の部活動を充実させてやりたいということになった時に、小学校からそういうものができる中学校区を選択しようというようなお気持ちというか、あるいはそういう実例ってのは身近であったりはするんですか。その辺をお聞かせいただければと思います。

**委員** クラブ活動はですね、私の時代と今とっていったら、ちょっとやっぱり人数の関係もあったりして全然違ってきとるんですけども、今はいうなればスポーツクラブ、いろいろチームがあたりするんで、野球がしたかったら何とかクラブへ入ったりとかする子供たくさんいてですね、例えば少数人数の中学校だったりすると、今までの経験から言うと、例えば野球部9名いるんですが、僕はスポーツクラブで野球がしたいんだよとなると、中学校の野球部には入らんのですね。スポーツクラブの方へ行って野球をする。流れ的にはもうそういう時代になってくるんじゃないかなと、ちょっと個人的には思ってます。娘がバレーをしとる中で、今バレーボール部しかないんで、どういう体制をとるかって言ったら、女子バレー今の段階バレー部2人しかおらんのですが、2人じゃバレーができんということで、クラブ活動は常時2人でやるんですけども、週末になるとお隣の作木中学校さんと一緒になってやったりとか、その辺は先生方の協力をしていただいたりしてやとるんですけども、人数だけで言ってしまうと、ちょっとクラブ活動に関してはもう厳しい状況になってきとるんじゃないかなと思っております。ずっとこういう話を聞いている中で、個人的にずっと持つてる意見が、その地域に密着した学校とかそういったところがあるんですけども、小学校については、まだ今もいろんな地域に数が多く残ってる学校がいっぱいあって、これは持続していくべきじゃないかなと思ってんですけども、中学校については、今言うように、たくさんいるクラスの学校もあっちゃったりとか、1クラス5人しかない、偏って女の子の生徒さんが5人とか、男の子の生徒さんが5人だけとかっていうクラスももちろんあってですね、中学校についてはこの新しいやっぱ形をと

っていったって、本当に人数の話も出るんですけども、20人ぐらいずつの新しい学校ができてくればなんと個人的には思ってます。以上です。

**委員長** その中学校を想定しながら小学校段階で、例えばお嬢さんが何かスポーツやりたい子だなと思ったときに、なんていうか、人数の多い小学校選ぶなんていうことはお考えはならなかったですか。あるいはそういうようなもう先を見越して中学校での部活等ですよ、それを見越してそういう大きな人数の多い中学校区の学校を選ぶというような考えとか、あるいは身近なところがございませうでしょうか。

**委員** 小学校については、学校がやっているスポーツ、部活動っていうのは、そんなに、じゃあ大会があったりとかいることがなくて、例えば、本当にスポーツクラブで少年野球だったり、剣道だったり、バレーボールだったりとかっていうそういうスポーツクラブに行ってる子の方が多いんじゃないかなと感じております。クラブ活動については、三次市は野球が昔からちょっと発展してるところがあって、少年野球については各小学校に野球チームがあったような状態で生活してきてるんで、スポーツクラブに入ったんでその流れで中学校に行ったら野球がしたいよ、じゃあ強いチームに行ってやりたいよっていうことにやっぱり子どもが成長してくるとともにそういう考えになってきたりするんで、そういう流れができてきたんじゃないかなとは思ってますけども、今言うように、スポーツ自体もクラブ活動よりかは、スポーツクラブの方に人が流れていってるのも間違いないかなと思います。スポーツにしてはその学校でできる部活動っていうのはもちろんあると思うんですけど、例えばいろんな絵を描いたりとか吹奏楽であったりとかって、今運動のことばかり話しようるんであれなんですけど、そういったことも含めたらどういう形がいいんかなっていうところは、まだ知らない部分もあるんで、思うところがあります。

**委員長** わかりました。これちょっと現実でどういような実態があるかっていうのを、今事務局の方でも十分把握できないというところもあります。で、もう1つ、副委員長からご指摘がありました。やはり部活動のあり方ですね。これ三次市としてもどのような検討の方針といいますか、予定といいますか、こういうものがどうあるのかということも確認をしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。その部活動のあり方等ですね。これについては検討予定というか、検討の方向性といいますか。お話いただければと思いますけれども。

**事務局** 部活動についてですけども、今まで意見が出ておりますように、人数的に実施が困難というような学校もありますんで、来年度改めて部活のあり方については、

検討していきたいというふうに考えております。こういった形で検討するかというのは、ちょっとこれから検討になりますけども、令和3年度においては、昔のあり方について検討していきたいというふうに考えております。

**委員長** この問題はまさに学校選択制というものを前提にした規模や配置っていうことを考えると、非常に複雑で難しい状況になっているのが、実は三次市なんだろうというふうに思います。今、最初の方にご説明ありましたように、現在の学校選択制の仕組みとしては、小学校、あるいは中学校の入学時のみということで、また小学校に入学した時に選択した場合には、その小学校を含む、小学校の通学区域を含む中学校に進むという形で小中一貫教育等の整合性を取った仕組みにはしている。ただし中学校自体の選択も可能にはなっていると、今そういうことです。また今のお話、実態をお聞きしますと、特にスポーツですかね、中学校時代でどのように行っていくかということかというと、今クラブといいますか、部活動以外のところでの選択しも出てきたというようなことがあって、学校の部活動のみでスポーツの機会を考えると状況でもなくなりつつあるということもあるようです。この辺のことを踏まえまして、そうですね。そうしますと、小規模校から部活動が充実していると想定される中学校がある小学校に、例えばもうその時点で選択をしていくということがありうる、理論的にはあり得るというようなことを含めてこれをどう考えるのかと。現実にはもう10数年にわたって、学校選択制ってというのが根づいているといいますか、それを前提として三次市の場合には保護者も考えているところがあると思います。ですので、この問題について、いずれにしてもこの適正化委員会で結論を出すという委員会ではございませんので、それを前提にした議論をしなきゃいけないというふうに思います。実は8番の方に、私なりのそういう場合にどう考えるかっていうようなことを含み込んだ提案をさせていただいておりますので、そちらもちょっと見ていただいて、トータルに考えていただければなというふうに思います。いずれにしてもその部活動のあり方についての方向性をどうするかというようなことは、来年度検討を始めるということですので、これについては方向性っていうことの話についても、一定確実なものとして無責任な答申にはならないだろうということだろうと思います。それではちょっとそこも絡んできますので8の方に行かせていただきたいと思います。

#### 8.学校規模等の適正化に向けた具体的な方策（委員長案）

**委員長** これ修正をさせていただきたいのですが、学校規模及び配置の適正化に向けたというこの文言に統一をしていきたいと思っております。具体的な方策ということです。これまでの方針等を踏まえ、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障す

るために学校規模及び配置を適正化する際の具体的な方策として以下のような手法が考えられます。なお、手法の選択に当たっては、三次市が取り組んできた小中一貫教育の実績・成果を踏まえつつ、さらにそれを充実・発展させることを前提に、保護者や地域住民の意見を最大限に考慮し、複数の手法を組み合わせるなど、各学校区の実態に合わせる事が大切だと考えます。

(1) 小中一貫教育を前提とした、小小連携、同じような学年、近い学年の他の子どもたちと一緒に連携をする。あるいは中中連携等の様々な連携を積極的に図っていくと。これは、学校を超えた柔軟な学習グループを作り出していくというそういう形です。その際にある程度実現可能性のあるものとして想定できるのは、この委員会でも度々議論、あるいは私の方からも提案させていただきました、オンラインですね。こういうものを日常的に使えるというような環境が、今徐々に整いつつあります。ですので、そういう形で日常的な小小連携、中中連携、あるいはそれらを組み合わせたようなそういうことを積極的に活用することで多様な学習グループを編制し、それを基盤とした様々な学習機会を保障するという事で、例えばいわゆる1クラスで言うと、10人程度、10人しかいないような学校あっても、多くの他者に対して、同級生に対して、自分の学習成果を発表するというようなことも、このオンラインを通じた発表会というようなものを設定する様な事も、今非常に容易になってると。あるいは、そういうことを学習の効果としても積極的に定義づけた教育が行えていくべきであろうというようなこと、1つのイメージとしてはそういうようなものです。

(2) オンライン（インターネット）やAI（人工知能）などを学習方法や教材として積極的に活用することで、子どもたち一人ひとりに最適な学習機会を創出し、学力保障やその向上に努める。これは、すでにご議論ありましたように、公立の学校で何が学べるのかと、あるいはさまざまな関心、興味、意欲、入学時点での学力というのもさまざまであろうと、そういう場合に、その子一人ひとりに合った内容をなるべく柔軟に、学校、公立学校としても三次市の公立学校としても、機会を保障していこうじゃないかと。どんどん先に進みたいと、いろいろなテーマについて、学校の枠を超えて、例えば数学の問題を一緒に解きたい、そういうようなことにチャレンジする子がいれば、そういう機会もこういうようなものを積極的に活用してやっていくようなこともやっていくべきじゃないかと。公立の学校にいたることが、必ずしも学力の向上等、狭い意味でのということになりますけれども、制約がないんだという環境は作るべきだろうと。これもご議論いただいた中で文言にしたものです。

(3) 教職員が、地域資源（自然、人財、歴史・文化、産業など）を活かした教育活動の充実に積極的に取り組むことができるよう、ICTの積極活用により校務の効率化、軽減を図る。ICTの可能性というのは、子どもたちの学びに大

きな可能性をもたらしてくれるだろうと、これももろ手を挙げて単純に素晴らしいものだというものではないと思います。これもやはり学校現場等々さまざまな取り組みをしていただいて、より効果的なものを考えていただく、そういうことが大前提ですが、実はその校務の効率化、軽減ということのためにこそ、まず活かすべきじゃないかというような意見もございます。これはすでにご紹介いたしましたけれども、たとえば保護者に対するさまざまな連絡、あるいはアンケート等をとるようなことも、今非常にウェブ上で簡単に集計をし、素集計といいますか、グラフにしたりということも簡単に無料のサービスが受けられるような、そういう現状になっています。このことのアンケートの印刷をし、配ったり、それを回収して入力をしてグラフにしたりということは、今一瞬で出来るようなシステムが、サービスが提供されてますので、例えばそんなようなことを含めて、積極的に先生方の負担軽減を図るといようなことも大事だろうと。そのことをどういうふうに効率化、軽減を図ったものをどういうことに向けていただきたいかということで、わざわざ私書かせていただいたのは地域資源ですよ。要はだから、その学校でしか、地域でこそ学べる、その地域の人材、あるいはその地域の産業ですよ、農業だったり、様々な取り組みあると思います。文化、そういうようなものが学べるような学校にある。これがまさに、地域で学ぶということ、その学校で学ぶということに繋がるんだらうと。公立の学校ですので、基本的な内容と言いますかね、すべての子どもたちを保障しなければいけない内容というのは、学習指導要領で定められてるわけですが、それでもやはりその学校の地域に合ってそこでしか学べないことについて、やはり充実した教育をしていただきたいと、そのことがやはり先ほどの話で言えば、あっ、この地域で生まれた子どもがこの学校で学ぶってことは、そういう魅力があるんだというようなことに繋がっていくんじゃないかと。これも必ずしも確実なものとは言えませんが、ただ私この委員会に先立ちまして、事務局の方で調整いただきまして、いくつかの学校、小学校、中学校含めて行かせていただきました。かなり充実した、だからこそ小中一貫教育ということで、実績・成果と申し上げているのですが、その地域のさまざまな資源を使った実践というのが、非常に充実したものを見させていただきました。こういうものをよく知っていただくことによって、部活動ということもあると思います。大人数の中で子どもたちを学ばせてやりたいということも、一般的にその学校選択制の中で、保護者がなぜその学校を選ぶのかということの理由としても挙げられているんですが、その学校ごと、地域との関わりの中で充実した教育が行われているということがあれば、それはやはり、その学校、その地域で学ぶということ、魅力を感じてくれるのではないかと。そういう学校づくりのために、ICTの活用ですね、とにかく地域資源を使ったその学校でしかできないような教育っていうものの充実を図っていただ

くということ。そのことが、街の中の大きな学校に行こうってことの話、軽減していくのではないかなということを書いて想定しています。これもあまり楽観的に言うことはできませんけれども、でなければ、それぞれの学校がそれぞれの地域にあるという意味も、やっぱりまたそういうことのもたらす豊かさというものも得られないんじゃないかなというふうに考えて、このような文言にさせていただきました。

(4) 小中一貫教育の実績・成果に基づく多様な教育機会（学校）が存在する三次市の長を活かすために、ってというのは申し上げたようなところで、もうすでにそれぞれがそれぞれの地域との関わりの中で魅力的な実践をしてきた成果を重ねてきたというのが三次ですので、そういうようなものを子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、小中一貫教育を基盤とする各学校、とりわけ小規模校の魅力発信やその充実を図る。ですので、小規模校というようなことで何かマイナスに捉えるのではなくて、実はその地域でしかできないこと、地域の方たちや保護者と一緒に積み重ねてきていると、またそれを充実させていくんだというようなことをやはりしっかり魅力発信、あるいはその充実を図っていくということが求めらてるんだろうと。それがなくして、この学校で学べよってというようなことが、やっぱり言えるのかどうかということです。これも究極的に言えば、居住地の選択っていうことができますのでね。要は何処に家を構えるかっていうことで、やっぱりそれは防げないことですし、まさにそれは重要な根幹になることですので、やはり小規模校、その地域にある学校の魅力、またその発信というものを図っていくということについても、教育委員会の方からも是非ご尽力いただきたいというところです。ただし、その際には、小規模特認校制度ですよね、学校選択制の1つです。これは自由選択制とちょっと両立しないところもあるんですが、小規模校のみを選択の対象とするという選択制です。そういう形で、学校選択制の再検討の選択肢にしてはどうかということです。魅力がないのに、ちょっと失礼な言い方が過ぎるかもしれませんが、そこにある意味のない学校に行けっていうことが、この三次の現状の中で言えるのかってことですよね。さまざまな選択肢があるっていうことがあるんだろうということですよ。これはそういう考えがおかしいっていうこともできますけれども、現実にはそういう形、居住地の選択、あるいは中高一貫校っていうことでいいますと、県立の学校もあります。そういうようなこともありますので、やはり、それぞれの学校、特に小規模校が持っている素晴らしいものが今ありますので、そういうものをさらに充実させて、しっかり発信をしてという中で是非、小規模校、素晴らしいものがある。そういうところを積極的に選んでいただいたらいいんじゃないかと。積極的にやれるような取り組みをする中で、学校選択制というものも考えられるのではないかと、そういう意味も込めています。

(5) 学校、家庭、地域の連携協力のもと、各学校の教育・学習活動をより発展・充実させる観点からコミュニティ・スクールの設置やその活性化を図る。これはもうすでに検討を進められて、すでに指定校ということですかね、進めていらっしゃるそういうものを、やはり先ほどの小中一貫校、その地域の学校として充実を図るということを実にする仕組みとして、コミュニティ・スクールというものをしっかり活用してはどうかと。地域住民や保護者が一緒になって学校運営を支えていこうということをしていくことで、より各学校、特に小規模校の充実を図って、その魅力を発信しということに繋げていくということだろうと思います。

(6) 児童生徒、保護者、地域住民及び教職員の意見を十分に踏まえた検討を行い、広く合意形成を図った上で、隣接する複数の小学校または中学校の統合、あるいは、施設一体型の義務教育学校を設置する。先ほどもありました、いろいろな議論踏まえて広く議論を慎重にした結果、やはり子どもたちにとって何が大切かと、豊かな教育機会の保障とは何なのかということの結論の中に、こういうこともあり得るだろうということです。先ほど●●委員の方からも、そういうことも1つの考え方ではないかというご意見もありました。これを選択肢として除くということもまたできないだろうというところです。

ちょっとまとめてお話ししましたが、そんなような考え方を反映させたものだという事です。またご意見、ご質問を是非いただいて、議論を深めたいと思います。いかがでしょうか。

**委員** 今、6つの、6項目の説明は内容はよくわかったんですけども、1～4と5と6とはですね、1～4は小中一貫教育を中心としたものかなと。5、6は、どちらかと言えば地域、コミュニティという色合いが強いんかなと。これは同じ時系列、時系列というか同じ並びで載っていると、こういう提言をするときに、番号順にしてあると同じ重みというふうに見られがちだと。小中一貫教育の関係で言えば、例えば1～4の関係で、一方、地域と密着したことを考えるべきだということで、そういう意味では5と6というような並びにすると、例えば番号の振り方によって、見る側が割と理解がしやすいかなというような感じを持ちました。

**委員長** ありがとうございます。具体的な手法の活用といったときに、どういう内容を持っているかということが、わかりやすく伝わるべきだろうというお話かと思えます。他に内容を含めていかがでしょうか。

ちょっとこの内容を考える際に、現状を少しお伺いしたいんですが、例えば小学校、中学校それぞれ今、インターネット、あるいはタブレット等の活用、そうい

うこと少しずつ始まっていると思います。現状での可能性とか、やっぱりこういうところで限界、課題があるというところで、お感じになっているところがあれば議論を深める上で、参考になるとと思いますので、まず小学校の方でいかがでしょうか。

**委員** このオンラインの学習。三次市の方が整備いただいて、来年度から本格的に活用していくようになります。今、手探り状態です。ただ、職員の方は、授業の中でも活用しています。それを全児童1年生から6年生までが、自分のそれぞれの能力を活かすために活用させていくには、職員の研修も必要ですし、子ども自身もスキルつけていかなきゃなりませんので、もうちょっと時間が掛かるかなと思います。ここに今、委員長が書いていただいた中で、小規模校同士の連携には、ほんとのオンラインはすごく活用できると思います。小規模校の子どもが、例えば高校に進学した時に、いきなり4学級5学級6学級の高校に行くようになるじゃないですか。その時に、この間●●委員も言われたんだけど、子どもの中で適応できる。その一番は少しでも知り合いがいるというのは、一番手っ取り早い入口だと思うんですけども、その時になかなか直接は顔を合わせてはできないけれども、オンラインで名前も顔もわかる。それは大きいと思いますよね。それと、先ほど、話ちょっとずれるんですけど、地域スポーツクラブ、やっぱりこれも肝になってくるんかなと。そこで人間関係を築くというのは、すごい強いんですよね。なぜかと言うと直接、人間同士、顔を合わせて一緒に活動ができるから。これがオンラインにない強みだと思うんですよ。ですからこのオンライン活用と、先ほどの地域スポーツというのは、三次市の今後の教育を考えたときの、その肝だと、私は思います。

**副委員長** 今、●●委員が言われたことと同じですが、中学生の場合には、実際には一人1台のタブレット使ってやっていることは少ないですが、割とパソコンを使って授業をやったりというのはかなりしてますし、今年度コロナ禍の中で、逆に実際に会ってできないような校内の活動も、校内の中でZOOMを使ったりしながら、小学校と中学校の児童会、生徒会の交流をそれを使ってやったりとか、いろんな形で出来たので、かえって職員の方が研修が逆言ったらまだまだ遅れてる部分があると思うんで、こちらの方が先に使いこなせるようにならないと教えられないわけで、そこをしていけば、子どもたちの方にはずっと入っていくというか、スピード感はほんと子どもの方が早くいろんなことができていくんじゃないかと。やっと逆にコロナ禍の中で、私自身もそうだけど、こんなことができるんかという、その具体的イメージがこの一年で確認出来ていったんじゃないかなというふうに、研修にも広島大学の方からも参加していただいたりとか、授業を見ていただ

いたりとか、そんなことも実際今年やらせてもらったりしたんで、まだまだ改善の余地はありますが、可能性としてはイメージができた時なんで、やはり今から三次市がそんなふうになっていくんだというところは、学校現場の方は割と入りやすいんじゃないかなというふうに思います。ただ、今からまとめていく答申というのは、やっぱり地域の方であるとか、年齢層も高齢の方も含めているんな方が見られるわけで、保護者の方も含めてだけど、やはりわかりにくいという部分があれば、次回が最後の会になるので、この辺はもうちょっとこういうふうな視点で書いてもらわんと、書き方してもらわないと、何のことか伝わらなんのじゃないかというようなこともあるんじゃないかなというふうに、ふと思ったので、もう一度、あとひと月もないと思いますけど、我々委員の方もそれぞれの立場で、これはもうちょっとわかりやすい言葉で書いてくれとか、こんなふうに書いてくれということをしていかないと、それこそ、それ何なんかというようなことになったんでは、それぞれの委員さん、長い間かけてここに参加して、意見言っていたことがやっぱり、形、成果にならないといけないと思うんで、そういうところが次回までの課題じゃないかなというふうに思いました。

**委員長** ちよつと時間の関係もあるんですけども、現時点でこれいきなり最初に読んだらわかりづらいんじゃないかと、お気づきの点があれば、すぐ次回までに反映させたいと思うんですが。

**委員** 一番最後に、施設一体型の義務教育学校と、ポンと出てきたんですけども、多分、義務教育学校と普通の学校との違いとか、それから施設一体型の小中一貫校はあります。それと義務教育学校の違い、なぜ敢えてここへ義務教育学校が出てきたかと。府中なんかもうやってますけれども。そこらがちよつとわかるようになればいいかな。もし委員長さん、説明をしていただけたら、私もよくわからないところがあります。

**委員長** そうですね。これ確かにご指摘いただいたように、義務教育学校の場合には、まさに1つの学校ですので、わかりやすく言えば、校長先生お一人という形になります。施設一体型の小中一貫校という形も理論上あり得るわけですけども、いづれにしてもここで強調したかったのは、新たに施設を作ったりというようなことの想定も含めてということでありました。ですので、既にある学校、それもほとんど隣にあるような小・中学校が、義務教育学校という形になるということもあり得ると思いますし、一応別々の学校としてあって一貫教育をするということも形としてはあり得るかなと思います。その辺は私の方でももう一度確認、整理をして文言を考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

これ、委員の皆さま、だいぶ議論を重ねて、いろいろな背景と言いますか、事例と言いますか、そういうものを踏まえてご理解いただいているので、やっぱり先ほど来お話ありましたように、これを初めて読む方、広く市民の方たちにもご理解をいただくという形に、是非したいと思いますので、その辺で今もうお気づきの点があればと思いますけれども。なかなかこれ、丁寧な説明を、答申で枚数も決まっているということもないので、丁寧な質問、あるいは用語の説明とか、こんなものも入れていったらどうかというふうに思っています。ただし逆にあんまり長くなりすぎると、読んでいただくことも難しくなってしまいますし、答申の内容と言いますか、主旨がぼやけてしまってもいけませんので、その辺こちらの方で、もう一度検討させていただきたいと思います。

**副委員長** もう予定の時間が来とるんで、次回の分では形になったものが出てくるんじゃないかなと思うんで、ちょっと要望なんですけど、4ページの表2の資料で、前々回かもうちょっと前かな、論議の中で令和元年から県立三次中学校ができたわけで、ここの中学生の数という中には、いわゆる市内の小学校から県立三次中学校に行った生徒もいるわけであって、これだけ見ると生徒が減ったから、この学校規模適正化の検討を始めたんだということにしか見えんのんだけど、やっぱり令和2年度と平成30年度で、えらい減つとるけど、実際にはわからんですけど、60何名ですか、三次市内からの小学校から行ってると思うんですけど、だからかっこ付けかなんかでもそこは入れとかないと、ここでは中高、県立の中高一貫校のことをどうこう言って論議する場じゃないですが、ただし、今の三次市の現状ということの中で中学校の生徒数がどういよういように変化をとりとるかということを見る1つの材料としては、やっぱり正しくと言うことはないですが、そういうもののぶんで書いてもらわないと、もしこれ載せるんならですよ。裏の資料も載せるんなら、あの時もどなたかの意見出たと思うんですよ。直ってないと、追加がされてないと思うので、あの辺も併せて、市民に出されるんなら、その部分もきちっと現状を示した数字で書いていただけたらと思います。以上です。

**委員長** その辺は反映をする必要があるだろうと思います。先ほどのお話の中で、子どもたちの問題もあるけれども学校での導入に際しては、先生方の研修とかさらなる指導の充実についての研修等、こういうようなものの予定と言いますか、現状は事務局の方で情報があればご紹介いただきたいと思うんですけども。

**事務局** 先ほど言われましたように、ICTを使つての教育ですけども、子どもたちに一人1台のタブレットを渡したから授業ができるというものでも当然ございま

せんで、それに伴って教職員がしっかりそれを使って授業ができるようにという  
ことで、研修も今年次で増やしていつている状況があります。また、各学校へ  
ICT支援員の方も巡っておりますので、それで授業の方の補佐等もしてしま  
すし、来年度に向けては、その回数を増やしていきながら、まず根本となる力、  
授業力を使えるような力を付けていくことを考えております。

#### 委員長

ありがとうございました。導入に際して、すでに取り組んでいるところと、さら  
に充実していこうという、そういう形で進んでいくということですので、この辺  
については、確実に充実が図れていくだろうなというふうに想像できます。先ほ  
どの学校選択制、あるいは部活動ですよね、部活動の在り方、私の方で若干説明  
をさせていただきました、学校選択制をどのように考えていくのかという方向性  
の問題についてご議論いただきました、私の方で説明いたしました。私の方の考  
えは先ほどご説明いたしましたように、究極的には何処に住むかっていう問題で、  
それはもうまさに自由というところがございます。これは、日本の議論、あるい  
は欧米での議論、学校選択制に関わる議論でも、ここについてはもう教育学の範  
疇を超えてくると言いますか、そういう問題にもなってきます。ただ、私が何の  
根拠もなく申し上げているのではなくて、この三次市の小中一貫教育の実績と言  
いますか、特に小規模校もそのことが何かマイナスに働くような話ではなくて、  
非常に充実した地域資源を活用したカリキュラム、そして実践というのを、私は  
あるというふうに思いましたので、そういうものを再度充実させることで、やは  
り小規模校、あるいは地元の学校と言いますかね、その住む地域にある学校とい  
うものの良さをより充実させていく。そこでしかできない教育の充実を図ってい  
くと。そのために、先生方のご負担を減らして、より充実したその地域、その学  
校ならではの実践を充実させていただくことを図るとともに発信をしていくと  
言いますかね、そういうようなことで、そこで学ぶ価値と言いますか、よく実感  
をしていただくということが、教育の立場からやれることなんだろうと、また、  
そのことの良さをよく理解していただいて、地元に残ると言い方は語弊があ  
るかもしれませんが、地元で学ぶ、育つというような形が実現できれば、これが最  
も望ましい形なんだろうと。その中で、むしろ小規模校にこそ、自分の子どもに  
とって良い環境じゃないかというようなことの動きが出てくる、またそれを促す  
ような仕組みが導入ですか、そういう形を目指す、目指した方がいいんじゃない  
かなというのが、私が書かせていただいた案の主旨と言いますか、その辺が十分  
伝わっていない文言になっているということがあるかもしれませんが、その辺の  
ことの方を指示させていただきました。一応こういうような考え方のもとで、  
もう一度文言整えまして、皆さんにお諮りするという形にさせていただきたいと  
思います。その際に是非、こんなことを伝えておきたいというようなことがござ

いましたら、もう一度チャンスはありますけど、逆に言いますと限られてまいりましたので、文言を確定していく必要がございますので、文言を私の方で考える際に、これを是非にということがあれば、最後お聞きしたいのですが、いかがでしょうか。ですので先ほど、●●委員の方からもご紹介ありましたように特に例えば、小規模校なんかで非常にいろんな学校の子どもたちの前で発表したり、あるいは交流をしたりというようなことがある。そんなイメージが、私の学校では地域の人たちと一緒にこういう活動をして、こういうことを学んだと、あるいは歴史について、産業について、こういうふうに学んだと、そのことを交流し合うというようなことが出来上がりますと、オンラインを通じた、あるいは外で学ぶといった時にも、子どもたちにもそう重くないタブレットと言いますかね、そんなものを持ち歩いて、地域の方たちと一緒に活動をしたり、写真を撮ったり、お話をしたりというようなことを成果としてまとめていくというようなこと、そういうような形が、各学校で実現できれば、それほど教室に出欠を取る時の教室に、たくさんの子どもがいる必要もないんじゃないかというようなところなんです。逆に言えば、先ほど大規模校を数十人、30人から40人という規模の学校でも、まさに個別に対応するような、工夫もしていただきながら、あるいは少人数での学びといますか、あるいは他の学校の生徒さんたちと交流する、子供たちと交流する中で、普段は活躍の場面が限られてるような子が、活躍できるとかというようなことの効果もあるだろうというそんなイメージですね。そういう形を、ぜひ三次市全体で作っていくということであると、何かこう、出席している学校の規模とかっていうものが、小さい大きいということを相対化できるんじゃないか、絶対的なものじゃないんじゃないかと、いやむしろ積極的にその地域の学校としてそこで学ぶことの形を実感してもらいながら、ぜひここで学ばせたいという、この地域の住民だからというより、もっと積極的にこの学校で学ばせたいんだというような形になることが望ましいんじゃないかなということなんです。ただこれ、簡単なことではないといますか。先ほどちょっと最初の方に、覚悟をお聞きするっていうのも変な話なんですけど、これ教育委員会にお任せしてるとどうにかなるという問題じゃないので、教育委員会の方からもいろんなご支援あると思います、ご助言あると思うんですが、そういう三次市の教育っていうものを作っていくんだと、それは保護者も地域住民も一緒になってやりましょうという、そんなメッセージが込められてるということですので、そういうメッセージがわかりやすく伝わるようになっていくことに努めながら、そういう形で合意をさせていただいてまとめさせていただければなというふうに思います。これちょっと言い過ぎかもしれませんが、先ほどの標準とか基準とかっていうようなものを適用することになれば、三次市の現状というのは特に後この10年考えたときに、私はそう楽観できないというか、非常に厳しい状況になってしまうというか、子供たち

にとっても選択肢が非常に狭まってくる。要は、30人程度の学校でしか学べないっていう、その地域で学べないっていう。そういう可能性も当然出てくるだろうというふうに思います。これは子供たちの個性的な存在だということを考えても、あるいはその地域で育つということのよさを考えても、必ずしも望ましくないというふうに私思います。実は私がこの委員会でお引き受けする際にも申し上げたのが、三次でぜひそういう新しい形を作り出すんだという、そういうチャレンジをぜひしていただければなど、三次がすれば多分他の自治体も刺激を受けると思いますかね、また三次市はそういう実績が僕あるというふうに思いましたので、何かそういう形でまとめさせていただければなどというふうに思います。

ちょっと私の思いというような話になってしまって大変恐縮なんですけど、一応そういうことを共有させていただいてるということの前提のもとでまた、具体的な文言をまた修正させていただきたいと思います。必要があれば、今日なかなか時間の関係で果たせなかったというようなこと、事務局の方のメールというのは、公開していただいているんですかね。また、必要があればお知らせいただいて、Eメール等ですね、こういう部分こんな文言にしたほうがいいんじゃない、こういう内容含み込んだ方がいいんじゃないかというようなことを言っていたいて、ちょっと時間が限られて参りましたので、そのことも含めて、1週間以内ぐらいですかね。いただければ、文言に具体的に反映できると思いますので、その辺もぜひ、積極的に、ご協力いただければと思います。副委員長の方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、続いて、次第2議事のその他にまいります。委員の皆様から、何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回委員会について、事務局から説明があります。

**事務局** <<事務局説明>>

私からは、次回第6回委員会について説明いたします。

まず、日時は、令和3年3月3日水曜日です。

時間についてですが、第1回委員会で15時からということになりましたが、3月定例会が開催中でありまして、そのため30分遅らせての15時30分からの開催に変更することは可能でしょうか。

**委員** 大丈夫です。

**事務局** ありがとうございます。

それでは、第6階委員会は令和3年3月3日水曜日15時30分から、場所につ

いては、本日同様三次市役所本館6階会議室を予定しております。開催通知の際に、改めてご案内させていただきます。  
よろしくお願いたします。

**委員長** 次回第6回委員会の案内が、後日事務局から郵送されますので、委員の皆さま、ご出席くださいますようよろしくお願いいたします。  
それでは、これで次第2議事を終わります。  
ここで、進行を事務局へお返しします。

### 3. 閉会

**事務局** はい。それでは、これをもちまして、第5回三次市学校規模適正化検討委員会を終了します。  
委員の皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございました。

